

別記様式第15（第28条関係）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

- (1) 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務 福利厚生施設	特定業務 児童福祉施設

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあつては、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号又は第3項各号の施設も併せて記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・土地

区分	購入	賃貸	用途変更
特定業務施設			
特定業務福利厚生施設			
特定業務児童福祉施設			

※所有地にこれらの施設を整備する場合には、用途変更欄に「○」を記載すること。

・建物

区分	新築	増築	購入 (新築)	購入 (中古)	賃貸	用途変更
特定業務施設						
特定業務 福利厚生施設						
特定業務 児童福祉施設						

エ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	m ²	m ²	
建物	延べ床面積	m ²	m ²	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			

	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

用途	利用定員数	利用見込み 従業員数	備考
	人	人	

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第2項各号の施設ごとに記載すること。

カ) 特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

用途	利用定員数	利用見込み 従業員の児童数	備考
	人	人	

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第8条第3項各号の施設ごとに記載すること。

キ) 事業期間 整備計画認定日 ～令和 年 月 日

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア) 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 年 月	
完成	令和 年 月	

事業供用開始	令和 年 月	
--------	--------------	--

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ) 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 年 月	
完成	令和 年 月	
事業供用開始	令和 年 月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。

※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 移転等を行う業務

移転等を行う業務部門	事業所	備考

※「移転等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※「事業所」の欄は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

※商業事業部門は、専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。

※サービス事業部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

② 特定業務施設で行う業務

③ 組織体制（事業実施前・事業実施後）

(事業実施前)
(事業実施後)

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時	合計	事業供用開始日から1年間
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人
集中地域（特定集中地域を除く。）にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1 期目」の欄は認定の日から1 期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から1 年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1 年を経過する日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※「みなし転勤者数」の欄は、(3)に定める減少が見込まれる従業員数又は(3)に定める定年退職者及び自己都合退職者の合計数のうち、いずれか少ない数を上限とした新規採用者数を記載すること。

※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

※「事業供用開始日から1 年間」の欄は、地域再生法施行規則第33 条第2 号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

(3) 特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分/時期	申請時	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時	事業供用 開始日から 1 年間
減少が見込まれる従業員数	人	人	人	人	人	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の合計数	人	人	人	人	人	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。「1 期目」の欄は認定の日から 1 期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日まで、「事業供用開始日から 1 年間」の欄は特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後 1 年を経過する日までの間の従業員の減少数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「事業供用開始日から 1 年間」の欄は、地域再生法施行規則第 33 条第 2 号イに掲げる要件を満たすものとして認定を受けようとする場合には記載することを要しない。

(4) 新規採用者及び集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(5) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第 8 条第 1 項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
----	-------	----

土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 特例措置の活用希望

特例措置内容		活用の希望の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証		☐ 希望する	☐ 希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）		☐ 希望する	☐ 希望しない
	上乗せ措置の適用（注1）	☐ 希望する	☐ 希望しない
	中古資産に対する適用（注2）	☐ 希望する	☐ 希望しない

注1）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5第1項第1号又は第42条の12第1項第1号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

注2）租税特別措置法第10条の5第1項第2号若しくは第3項第2号又は第42条の12第1項第2号若しくは第2項第2号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

※設備投資に対する課税の特例措置を活用する場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

--

5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく男女の賃金の額の差異の公表について

男女の賃金の額の差異	☐ 公表している	☐ 公表していない
------------	---------------------------------	----------------------------------

- (1) (公表している場合) 公表先
- ☐ 厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」
 - ☐ その他 ()
- (2) (公表していない場合) その理由
- ☐ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 20 条第 1 項又は第 2 項による公表の義務付けの対象外であるため
 - ☐ その他 ()